

令和 8 年 3 月 31 日
官庁 営繕部 計画課

営繕工事における猛暑対策と被災地で働く労働者へのサポートを拡充しました ～建設業の働き方改革をより一層推進～

近年、夏の猛暑は厳しさを増し、今後も続くと思定される中、営繕工事における一層の猛暑対策が求められています。このため、「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」（令和 7 年 12 月）を踏まえ、営繕工事におけるこれまでの猛暑対策を拡充し、新たにとりまとめました。

また、被災地において不足する労働者を遠隔地から確保するために、これまで宿泊費等を負担してきましたが、作業時間を短縮した場合における労務費の割増しを新たに試行します。

これらの取組を、『営繕積算方式』活用マニュアル^{※1}に反映し、今後、様々な機会を捉えて他の公共発注機関に対し情報提供等することで、普及・促進を図ります。

※1 公共建築工事の発注者が、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」で発注者責務とされている適正な予定価格の設定等に活用できるよう、国の統一基準である公共建築工事積算基準とその運用にかかる各種取組みを解説したもの

1. 営繕工事における猛暑対策の拡充（別紙 1 参照）

- 従前より実施している「猛暑を考慮した工期設定」や「熱中症対策に関する費用の計上」に加え、新たな猛暑対策に取り組みます。
 - ・ 受発注者間の協議を通じた、猛暑期間・猛暑時間における現場施工の回避
 - ・ 技術提案評価型 S 型を活用し、生産性向上に資する技術を採用した熱中症対策の提案の評価
 - ・ 猛暑による作業中断等に伴う労務費の割増し（試行） 等

2. 被災地において労働者を遠隔地から確保せざるを得ない場合の費用の積み上げ ～試行の拡充^{※2}

（別紙 2 参照）

- 能登半島地震の被災地では宿泊場所が不足し、営繕工事においては遠隔地から確保せざるを得ない労働者が多いことを踏まえ、作業時間を標準（8 時間）より短縮して設定が可能とし、短縮時間に応じて労務費を割増しします。

※2 従前より試行している宿泊費等の負担も継続

3. 普及・促進に向けた取組み

- 上記 1. 及び 2. 等の取組を『営繕積算方式』活用マニュアルに反映し、地方整備局等へ通知するとともに、都道府県・政令指定都市へ参考送付します。
- 各種会議や公共建築相談窓口における個別相談対応等、様々な機会を捉えて他の公共発注機関に対し広く情報提供することで、普及・促進を図ります。

『営繕積算方式』活用マニュアルの HP アドレス https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html

<問い合わせ先>（代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8236）

1. 猛暑対策 大臣官房官庁営繕部計画課 松村(23222)、金辻(23226)
2. 被災地における労務費の積み上げ 大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室 江本(23242)、福田(23244)
3. 『営繕積算方式』活用マニュアル 同上 神鳥(23243)

建設工事における猛暑対策について、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組をとりまとめた「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」(令和7年12月)を踏まえ、営繕工事において以下に掲げる猛暑対策に取り組む。

1. 猛暑期間・猛暑時間の作業回避

- 猛暑期間を回避した工事発注
 - ・猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定
 - ・熱中症のリスクが高い作業が猛暑期間にかからないよう、可能な範囲で工期を調整 ※
- 猛暑期間を休工可能とする工事発注
 - ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の検討に当たり、営繕工事の特性を踏まえた休工の効果について、業界要望等を把握 ※
- 猛暑期間・猛暑時間における現場施工回避
 - ・猛暑期間・猛暑時間における現場施工の回避について、受発注者間で協議 ※
- 適切な設計図書の作成
 - ・適切な設計図書の作成により工程の遅延等を防ぎ、猛暑期間・猛暑時間の現場施工回避を実現

2. 効率的な施工、作業環境の改善

- 生産性向上技術の活用
 - ・生産性向上技術の積極的な活用による省人化や現場施工の効率化
- 作業環境の改善
 - ・技術提案評価型S型を活用し、生産性向上に資する技術を採用した熱中症対策の提案を評価 ※

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

- 熱中症対策に係る経費
 - ・「一般的な熱中症対策」に係る費用を当初の工事費に計上
 - ・「一般的なもの以外の熱中症対策」に係る費用について、受発注者間で協議の上、設計図書の変更により計上
- 直接工事費
 - ・猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算(試行)を実施 ※

遠隔地からの資材調達、不足する労働者の確保に関する費用の積み上げ

○ 被災地で実施する営繕工事において、遠隔地から建設資材等を調達せざるを得ない場合や、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ない場合に際し、実情に応じた適切な工事費を積算するための試行

★R8.3より試行拡充★

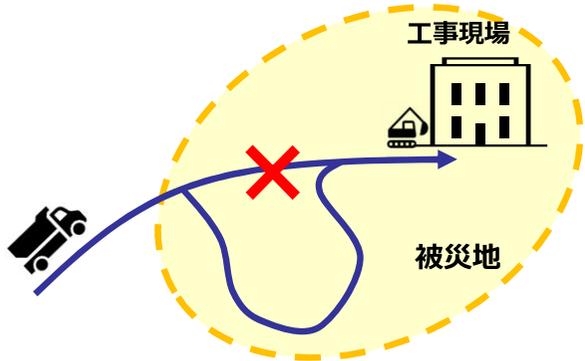
遠隔地からの建設資材等の調達

対象となるケースと計上する費用

- 当初想定していた地域（工事現場と同一の県内等）から調達できず調達条件や運搬距離が大きく変わった場合
⇒ 建設資材等の購入、賃貸及び運搬に要する費用
- 道路通行止め等により工事現場までの運搬距離が大きく変わった場合
⇒ 建設資材等の運搬に要する費用

対象とする建設資材等

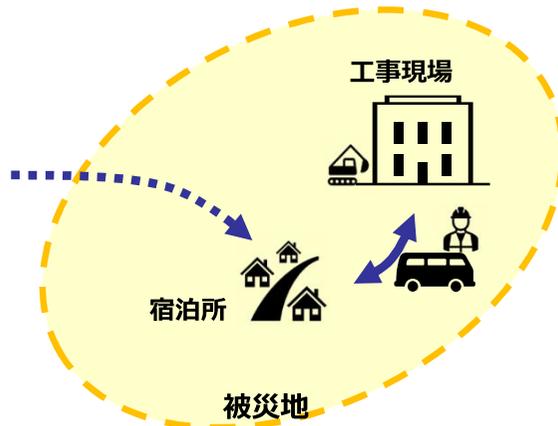
- ・ 鉄筋、鉄骨、コンクリート等の資材
- ・ 足場材等の仮設材
- ・ トラック、舗装機械等の建設機械



不足する労働者の遠隔地からの確保（宿泊を要する場合）

対象となるケースと計上する費用

- 不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、工事現場近傍に宿泊させることが必要な場合
⇒
 - ・ 労働者の宿泊に要する費用
 - ・ 労働者を宿泊場所から日々、工事現場に送迎するために要する費用
 - ・ 募集及び解散に要する費用
 - ・ 賃金以外の食事等に要する費用



不足する労働者の遠隔地からの確保（長距離通勤を要する場合）

対象となるケース

- 不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、遠隔地から工事現場まで継続的に長距離通勤を行う場合
⇒ 監督職員との協議により、作業時間を標準（8時間）より短縮して設定が可能

労務費の割増し

- 作業時間の短縮時間に応じ、割増し※

作業時間	割増し係数
7時間/日～7.5時間/日	1.06
4時間/日～7時間/日	1.14

※使用者の指揮命令下でない移動時間は労働時間に該当しないため、長距離通勤の時間分を費用負担するものではない。

